

## これまでの議論の整理について

### 1. 趣旨

- 容器包装リサイクル法のシステムでは、消費者の分別排出が欠かせず、また、容器包装リサイクル法に基づく分別収集とリサイクルの進展に伴い、消費者のリサイクルへの意識は年々高くなっている。一方で、どのようにリサイクルされているのか、透明性について十分でないことが指摘されてきた。
- プラスチック製容器包装を始めとした容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めていくことが重要であり、その検討のため検討会を設置。

### 2. 現状及び課題

#### (1) 容器包装リサイクル法の仕組み

- 容器包装リサイクル法では、消費者が分別排出、市町村が分別収集・選別保管、事業者が再商品化を行う役割分担。
- 再商品化（製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること等）後は、市場で取引可能な状態となることから、容器包装リサイクル法の枠を外れ、マーケットを通じて再商品化製品利用事業者に販売。

#### (2) 容器包装リサイクルのフローの確認及び情報公開の現状について

- 容リ協会において、再商品化事業者の契約履行確認。再商品化事業者に対し入り口（べール引取）・生産管理・出口（販売量）それぞれの段階で数量の報告を求めるとともに、再商品化事業者に対する立入検査を全事業者について年1回以上実施。さらに立入検査マニュアルを整備・充実。
- 再商品化製品利用事業者に対しても、再商品化製品の引取について事前に同意書の提出を求め、これに基づき再商品化製品の受領を証する書類（受領書）の提出を求めるとともに、平成21年度からこれに加えて新たに実際に利用した量を証する書類（利用証明書）の提出を求めることとなった。また、再商品化製品利用事業者に対しても、件数にして約1/3、利用量にして約88%について、年間で現地調査を実施。
- また、容リ協会のホームページにおいて、再商品化の実績量、材料リサイクル製品の用途別内訳、残渣処理方法の内訳、さらに保管施設ごとの再商品化事業者、再商品化製品利用事業者（同意が得られた者のみ）の流れ・製品用途を取りまとめ、公表。

### (3) 課題

- 再商品化製品は一種の中間製品であり、リサイクル製品として一般に観念される最終製品とは異なる。現行の容リ協会の運用にあつては再商品化製品の動向の捕捉は可能でも、再商品化製品を利用する等による最終製品の動向について完全な捕捉は困難であり、どのようにリサイクルされているのか分かりにくい。
- また、容リ協会において一定の情報公開を行っているものの、制度の重要な担い手である消費者と市町村に対して、どのようにリサイクルされているのかという情報が届いていない。
- このため、そもそもリサイクルされているのかといった疑念さえ生じかねず、また制度への信頼感が損なわれる恐れがある。

## 3. 実態調査結果

プラスチック製容器包装の再商品化に関して、実態調査を実施。

### (1) 再商品化事業者・再商品化製品利用事業者

- 再商品化事業者の約7割がリサイクルの流れに関して公表の必要性を認識しているのに対し、実際に自社で製造した再商品化製品の利用実態を把握している再商品化事業者は約半数にとどまっている。特に、再商品化事業者→再生樹脂製造事業者→最終製品を製造する利用事業者という流れの場合、再商品化事業者は、再生樹脂事業者の顧客である利用事業者とその製品までは把握していないことが多い。
- 再商品化製品等を材料として購入する利用事業者は、様々な種類の成型品を製造し、容リプラ利用率もばらつきが広い傾向。また、容リプラの利用に関するノウハウを同業他社に知られたくない、リサイクル製品に対する消費者の理解不足への懸念、あるいは取引先からコストカットの契機となるなどの理由により、事業者名や製品等の公表を拒む割合が非常に高い。特に、再生樹脂を材料として購入する利用事業者の場合、8割を超える事業者が公表を否としている。
- ビジネス上のデメリットの懸念が払拭されない限り、公表が進まないことが見て取れる。

## (2) 消費者

- プラスチック製容器包装のリサイクル製品のイメージについては、リサイクル製品だから安価であると思われているものではなく、また品質についても問題ないという印象を持たれていることが分かった。このため購入意思についても条件次第で購入したいとした回答者が最も多く、「積極的に購入したい」とした回答者を合わせると、約9割となっている。一方で消費者の多くは PET ボトルのリサイクル製品とプラスチック製容器包装のリサイクル製品の区別がついていない。
- 消費者が望む情報として、「どういう製品にリサイクルされているか」や「プラスチック製容器包装の仕組み全般」を求める声が多かった。他方で、事業者名や証明書等を求める声はその半数程度であった。

## 4. 基本的な考え方

### (1) 信頼性と透明性の向上の重要性

- 消費者は分別排出を行う担い手であり、消費者の協力が得られるよう制度の信頼性の向上を図ることは制度の根幹に関わる重要な課題。
- 透明性の向上について、法の遵守の徹底を図るとともに、必要な措置について検討を行い、法制度の改正が必要な事項も含め、総合的な検討を行うことが必要。

### (2) リサイクルのフローの確認と情報公開の関係

- 法が義務づける再商品化が適正に行われているか否かというフローの確認と、再商品化製品がどのように利用され最終製品となっているかに関する情報公開とは、法の義務づけの範囲やリサイクル製品の利用拡大の観点から分けて考えることが適当。
- フローの確認については法に基づく再商品化義務の履行確認であり、その不正については厳格に取り締まるべき。
- 情報公開については、できる限り多くの情報を公開し、市民に情報が行き渡るようにすべきであるが、ビジネス上のデメリットの懸念が払拭されない現状では、再商品化製品に関するあらゆる情報開示を求めることは、逆に再商品化製品の利用が阻害され、再商品化による循環を阻害する恐れがある。将来的に容器包装リサイクル製品であること自体がその環境負荷削減効果等と相まって価値として広く認められるようになれば、自発的な開示が進むと考えられる。

## 5. 実施すべき措置

### (1) リサイクルのフローの確認について

- 容リ協会による検査体制を質量ともに強化し、提出された施設能力書面との対比や、市町村・再商品化製品利用事業者等他の主体からの報告との整合性の確認などをよりきめ細かく行うとともに、不定期の立入検査の回数を大幅に増強する。
- 再商品化製品利用事業者に対しては、新たに実際に利用した量を証する書類（利用証明書）の提出を求め、また、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任を明確化したところであり、また現地調査の拡充を行うことにより、こうした措置の実効性を確保する。
- 容リ協会では、既に不適正行為に関する電話通報窓口を整備し、関係事業者には通知しているところであるが、ホームページ等を通じてこうした通報窓口の周知を進める。容リ協会は、受け付けた通報について、風説流布等による業務妨害とならないよう信憑性等も吟味し、個々の対応を記録しつつ適切に対処する。
- 容リ協会は、再商品化事業者との契約において、不適正行為があった場合について契約解除や登録停止も含めた措置を行うことを盛り込んでおり（再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程）、上記の追加措置によって不適正行為が判明した場合、措置規程に則った厳格な対応を取ることにより、不正な事業者が市場から退出させられることが期待される。
- 容リ協会自身による取組に加えて、市町村が市民に対しどのようにリサイクルされているか説明を行いやすくするよう、市町村による当該市町村からの容器廃棄物を受け入れている再商品化事業者への現地確認を、その求めに応じ容リ協会が認める。
- さらに、容リ協会が行う再商品化事業者の監督についても中立性・公正性を高めるよう、入札に参加する再商品化事業者としての登録の可否について判断を行う容リ協会の登録審査判定に、外部監査人が参加して審査を行うこととし、結果の公正性を担保するようにする。
- 再商品化事業者や再商品化製品利用事業者に対する調査については、その拒否等に刑事罰を課す等により公権力を持たせた形態とする法制度改正を行うことも考えられるが、他方で現在でも不法投棄のような廃棄物処理法違反については同法による取締りが可能であり、また上記措置の効果も期待されることから、まずは上記の措置を速やかに実施し、その効果を検証する。

## (2) 情報公開について

- 最低限公表すべきと考えられる再商品化製品が何になっているのか（再商品化製品の用途）の情報については、既に容リ協会から、数量等と併せて相当程度に詳細なデータの公表が行われており、市町村ごとの事業者名のデータも示されているが、こうしたデータが一般の消費者にまで周知されているとは言い難い。一方で、分別収集を担う市町村からは、住民に対する啓発が日常的に行われており、こうしたチャンネルを通じた周知が進むよう、容リ協会は市町村がこうした啓発に利用しやすい情報の提供を行うようにする。市町村においても、これらの情報を消費者に提供するための取組を進める。
- また、再商品化製品とならなかった残渣についても、熱回収等により一定の有効利用が図られているところであり、こうした処理状況についても容リ協会のホームページ上で公表が行われているが、周知が進んでいるとは同様に言い難いことから、上記と同様の取組を行う。
- さらに、事業者名、具体的な最終製品の商品名の情報については、業務用資材を中心に、既に一定の製品について、商品パンフレットやホームページ等でプラスチック製容器包装の再商品化製品を利用したリサイクル製品であることが明示されており、こうした商品について積極的な周知・広報を進める。また、こうした製品について、グリーン購入法のスキームも活用した公共部門での利用拡大や、特定事業者にあっても、再商品化製品の利用実績について公開していくことが望まれる。
- さらに、再商品化事業者の段階においても、再商品化製品を利用した商品であることが最終製品段階で公表されるようなサプライチェーン体制を構築した場合は、入札段階で一定の取扱が行われるよう入札制度に盛り込むことが可能か検討する。
- また、制度に参加したことによる実感を得られるような情報を提供することで消費者の信頼性を高めるため、例えば、再商品化による環境負荷低減効果について、年次の再商品化実績等をもとに容リ協会において計算し、公表を行うなど、提供する情報について工夫を行う。
- 最終製品について容リプラリサイクル製品であることの情報開示を強制することも考えられるが、現時点で必要な関連事業者の協力を得にくく、また、上記措置により自発的な開示が進むことが期待されることから、まずは上記の措置を速やかに実施し、その効果を検証する。

## 6. 今後に向けて

- 可能な限り速やかに実施に移し、とりわけ平成 22 年度の再商品化実施に円滑に反映。
- 平成 22 年度に実施する措置の実施状況も踏まえ、透明性の向上の進捗について点検し、法制度の改正も含め、更なる措置の必要性について検討し、講じていく。